

現行意匠審査基準（関連部分抜粋）

目次

第 1 部 第 2 章	意匠登録出願に係る意匠の認定	2
第 2 部 第 1 章		
21.1.2	意匠が具体的なものであること	2
第 2 部 第 2 章		
22.1.1.1	意匠登録出願前について	8
22.1.2.1	意匠登録出願前について	9
22.1.2.5	意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について	9
22.1.2.8.2	意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと	10
第 2 部 第 4 章		
24.1.7	意匠法第 3 条の 2 の規定の適用に関する時期的要件	10
第 7 部 第 2 章		
72.1.1	組物の意匠と認められる要件	10
第 8 部 第 2 章		
82.1.2.1	要旨を変更するものとなる補正の類型	16
82.1.2.1.1	その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合	17
82.1.2.1.2	出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合	17

1. 現行意匠審査基準

<第 1 部 「願書・図面」第 2 章 「意匠登録出願に係る意匠の認定」>

第 2 章 意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第 6 条）とされ、また登録意匠の範囲を定める際にも、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第 24 条）とされているからである。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。

(1) 意匠に係る物品

当該意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

なお、意匠法施行規則別表第一（以下「別表第一」という。）の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品についてされた意匠登録出願の場合には、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されたその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明に基づいて用途及び機能を認定する。（意匠法施行規則様式第 2 備考 39）

(2) 意匠に係る物品の、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（注）

当該意匠に係る物品の形態を認定する。

（注）

第 2 部「意匠登録の要件」第 3 章「創作非容易性」、第 7 部「個別の意匠登録出願」
第 1 章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」、第 7 部第 2 章「組物の意匠」72.1.1.3
「組物全体として統一があること」及び 72.1.1.3.1「組物全体として統一があると認められるものの類型」を除き、以下「形態」という。

<第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」>

21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する

分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能

②意匠に係る物品の形態

ただし、意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、美的創作として出願された意匠の内容について、具体的な一の意匠として導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

換言すれば、例えば、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に合理的に善解し得る場合

②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 2 章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）

総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。

また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

なお、以下の事例において、特許庁長官名による手続補正指令書（方式）が送付され、当該指令書に対する応答補正が提出されたときには、まず、出願当初の記載不備を有する願書の記載及び願書に添付した図面等から、意匠登録を受けようとする意匠が具体的なものと認められるか否かを判断し、次にその判断結果に基づいてその応答補正が出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか

否かを判断する。(第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 1 章「補正」参照)

- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合
- ②図が相互に一致しない場合
- ③写真などが不鮮明な場合
 - (i) 図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であって、正確に意匠を知ることができない場合
 - (ii) 鮮明な写真であっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものが写っていて、正確に意匠を知ることができない場合
- ④意匠が抽象的に説明されている場合

願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩にして抽象的に説明した場合
- ⑤材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合

(意匠法第 6 条第 3 項)
- ⑥変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合

(意匠法第 6 条第 4 項)
(意匠法施行規則様式第 6 備考 20)
- ⑦着色した図面において一部に着色していない部分がある場合

ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。
(意匠法第 6 条第 6 項)
- ⑧図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合

(意匠法第 6 条第 7 項)
(意匠法施行規則様式第 6 備考 24)
- ⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表した場合

ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合を除く。
(意匠法施行規則様式第 6 備考 7)

なお、物品に表された文字、標識は以下のように取り扱う。

(i) 物品に表された文字、標識は、(ii) に掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。

(ii) 物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。

例としては以下のとおり。

イ 新聞、書籍の文章部分

ロ 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

(i) 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が 1 対 1 対 2 分の 1 のもの）又はカバリエ図（当該比率が 1 対 1 対 1 のもの）に限る。）により作成されていない場合

ただし、下記のものは除く。

イ 大型機械などの写真で、正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法により作成した図と同様の写真を作成することが困難な場合において、斜視図のように作成された写真

ロ 模様を表したコップのように、模様を展開図に表した方が意匠を正確に知ることができ、かつ形状を正確に展開できる場合において、模様部分の展開図と模様を省略した形状を表す図とを併用した図面

(ii) 各図の縮尺が相違する場合

(iii) 6 面図が揃っていない場合（立体的なものの場合）

ただし、下記の場合は除く。

イ 正投影図法により作成した図について、次の表の左の欄に掲げる場合において、その右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合

（意匠法施行規則様式第 6 備考 8）

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背 面 図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底 面 図
正面図、背面図、左側面図 及び右側面図が同一の場合	背 面 図 左側面図 右側面図

ロ 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図による場合であって、次の表の左の欄に掲げる

図を記載しているときに、その右欄に掲げる図の全部又は一部を省略している場合

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- ハ 大型の機械などであって、設置又は定置してあるために常時は底面を見ることができないものについて、底面図を省略した場合
 - ニ 大型の車両などの重量物であって通常は底面を見られることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合
 - ホ 意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合において、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図を省略した場合
 - ヘ 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、以下の a から c のいずれかに該当する図を省略した場合
 - a 正面図又は背面図のいずれか一方
 - b 左側面図又は右側面図のいずれか一方
 - c 平面図又は底面図のいずれか一方
 - (iv) 正投影図法により作成した 6 面図において図を省略した場合に、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合
 - (v) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していない場合
- (意匠法施行規則様式第 6 備考 9)
- ⑪平面的なものを表す図面が下記に該当する場合
- (i) 各図の縮尺が相違する場合

(ii) 2 面図が揃っていない場合 (平面的なものの場合)

ただし、次の表の左に掲げる場合において右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合を除く。

表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合 裏面図が無模様の場合	裏面図 〃
-----------------------------------	----------

(iii) 図を省略した場合において、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(意匠法施行規則様式第 6 備考 10)

(注)

平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

⑫形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からぬ場合

(意匠法施行規則様式第 6 備考 12)

⑬意匠法施行規則様式第 6 備考 13 によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

(i) 省略箇所が 2 本の平行な 1 点鎖線で切断されていない図面

(ii) 省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がない場合

⑭6 面図又は 2 面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合

(i) 意匠法施行規則様式第 6 備考 14 に規定する展開図、断面図、拡大図など

(ii) 積み木、組木にあっては意匠法施行規則様式第 6 備考 19 に規定する斜視図

⑮断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合

(i) 切断面に平行斜線が不完全又はない場合

(ii) 切断箇所が表示 (切断鎖線、符号及び矢印) によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。

(意匠法施行規則様式第 6 備考 15)

⑯部分拡大図について、その拡大箇所の表示（切断鎖線、符号、矢印）がない場合

（意匠法施行規則様式第 6 備考 16）

⑰分離できる物品が下記に該当する場合

ふたと本体のように分離することができる物品であって、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合

（意匠法施行規則様式第 6 備考 18）

⑱透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第 6 備考 24 の規定によって作成されていない場合

（注） 備考 24 に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示



(i) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考 24 イの要領で表す。ただし、肉厚は表さない。

(ii) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考 24 ロ、ハの要領で表す。

なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。

（意匠法第 6 条第 7 項） （上記⑧参照）

＜第 2 部「意匠登録の要件」第 2 章「新規性」＞

22.1.1 意匠法第 3 条第 1 項第 1 号

22.1.1.1 意匠登録出願前にについて

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第 9 条、意匠法第 10 条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において公然知られるものとなった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に公然知

られた意匠に該当する。

(注)

「外国において公然知られた意匠」の場合には、当該意匠が、その国又は地域において公然知られた時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.2 意匠法第 3 条第 1 項第 2 号

22.1.2.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第 9 条、意匠法第 10 条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠に該当する。

(注)

「外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」の場合には、その国又は地域において、当該意匠が記載された刊行物が頒布された時間、又は当該意匠が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.2.5 意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について

(1) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が異なる場合

それぞれの年月日によって前後関係を判断すれば十分であり、それ以上の時分まで認定、あるいは推定して前後関係を判断する必要はない。

(2) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が同日の場合

意匠登録出願の時が刊行物の頒布された時よりも後であることが明らかな場合のほかは、刊行物の頒布された時期が意匠登録出願の前であるとはしない。

22.1.2.8.2 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと

(1) 引用する電子的意匠情報の掲載日時(注) 及びその内容の改変の問題

インターネットにのせられた情報は改変が容易であることから、引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたかどうかが常に問われることとなる。

審査官が電子的意匠情報を発見した時点では、引用しようとする電子的意匠情報の掲載日時の表示が意匠登録出願前であったとしても、その表示自体が改変されている可能性を完全に排除することはできない。

(注)

掲載日時の表示については、インターネットの情報がそのホームページにのせられた国又は地域の時間を、日本時間に換算して判断する。

<第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」>

24.1.7 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された意匠登録出願（ただし書の規定を適用するものを除く。）に適用する。

なお、先願の意匠登録出願に係る意匠公報発行の時以降に意匠登録出願されたことが明らかな意匠登録出願に対しては、意匠法第3条第1項第2号又は第3号の規定を適用する。

<第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」>

72.1.1 組物の意匠と認められる要件

意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること
(→72.1.1.1)

- | | |
|--------------------|-------------|
| (2) 構成物品が適当であること | (→72.1.1.2) |
| (3) 組物全体として統一があること | (→72.1.1.3) |

72.1.1.1 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表第二に掲げる組物に該当するものでなければならない。

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、組物の構成物品表（第 12 部 別添参照）において組物ごとに定められたものとする。

すなわち、組物の構成物品は、組物の構成物品表の「備考」の欄に記載の場合を除き、「構成物品」の欄内に同時に使用される物品として並記されている各構成物品を少なくとも各一品ずつ含むものとする。

各構成物品以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が各構成物品と同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものの場合には、構成物品が適当なものと取り扱う。

なお、「備考」の欄において注意書が付されている組物については、その構成物品のすべてではなく、二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいはその組物の中の構成物品欄ごとの組み合わせによるものも、構成物品が適当なものと取り扱う。

適当な構成物品によって構成されるものと認められない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

(1) 構成物品が適当であるものの例

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されており、かつ以下に該当するものは構成物品が適当であるものと認められる。

① 願書に添付された図面等に、組物の構成物品表に定められた構成物品（以下「定められた構成物品」という。）のすべての物品に係る意匠が少なくとも各一品ずつ記載されているもの

②願書に添付された図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも各一品ずつ記載され、かつそれ以外の他の物品に係る意匠が記載されている場合に、その加えられた物品が定められた構成物品と同時に使用されるものであり、かつ定められた構成物品に付随する範囲内の物品であると認められるもの

(2) 構成物品が適当であると認められないものの例

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、以下に該当するものは構成物品が適当であるものとは認められない。

①願書に添付された図面等に、定められた構成物品以外の他の物品に係る意匠のみが記載されているもの

②願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも一品ずつ記載されていないもの

③願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも一品ずつ記載されているが、不適切なその他の物品に係る意匠も記載されているもの

④願書に添付した図面等に、定められた構成物品に係る一の意匠しか記載されていない場合、あるいは不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないもの

72.1.1.3 組物全体として統一があること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであり、かつ定められた構成物品によって構成された組物と認められるものであっても、構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が組物全体として統一がなければならない。

このように組物と認められるものであっても構成物品が組物全体として統一がない場合は、組物の意匠とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

構成物品が、以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと認められる。

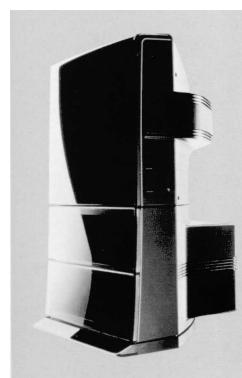
- (1) 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合
（→72.1.1.3.1.1）
- (2) 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合
（→72.1.1.3.1.2）
- (3) 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合
（→72.1.1.3.1.3）

72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

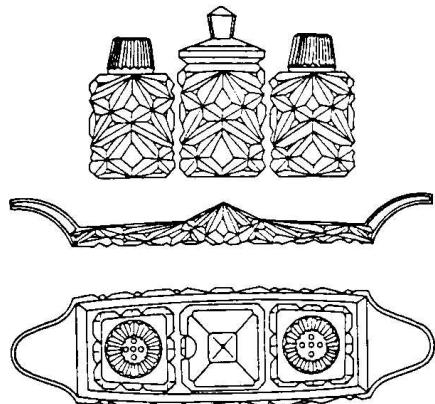
- (1) 形状における統一があると認められる場合
①構成物品全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されているもの

【事例 1】「一組のテレビ

受像器セット」

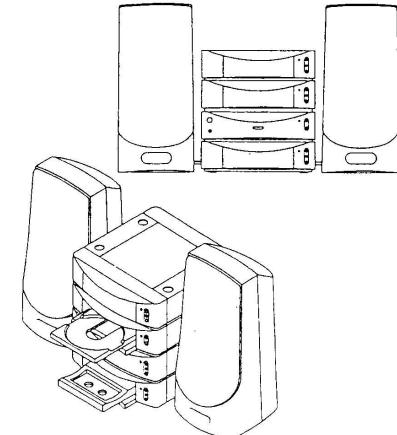
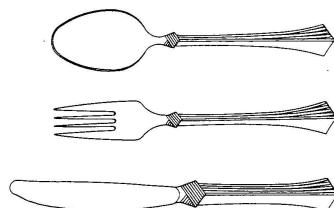


【事例 2】「一組の菓味入れセット」



②構成物品のそれぞれに、同じような特徴を持った形状が表されているもの

【事例 1】「一組の飲食用ナイフ、
フォーク及びスプーンセット」



(2) 模様による統一があると認められる場合

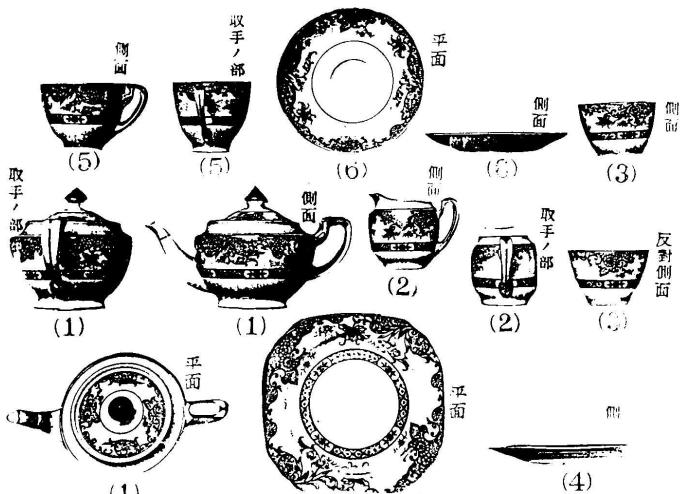
①同じモチーフによる模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組の収納棚セット」



②同じ表現態様による模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組のコーヒーセット」



(3) 色彩による統一があると認められる場合

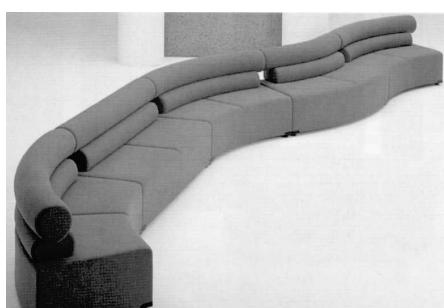
色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を作り立たせることができる。

72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

(1) 形状における統一があると認められる場合

構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成しているもの

【事例 1】「一組のいすセット」



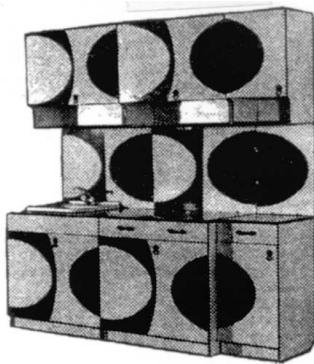
【事例 2】「一組のテーブルセット」



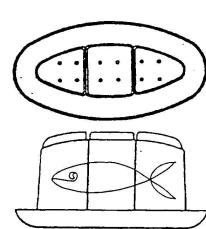
(2) 模様による統一があると認められる場合

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっているもの

【事例 1】「一組の台所セット」



【事例 2】「一組の薬味入れセット」

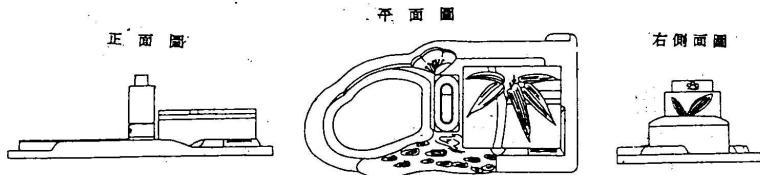


(3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合の例

【事例】「一組の喫煙用具セット」



<第 8 部 「願書・図面等の記載の補正」第 2 章 「補正の却下」>

82.1.2.1 要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面

等の要旨を変更するものである。

82.1.2.1.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等からその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正を認めることは、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正是、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

なお、同一の範囲とは、意匠の要旨についての同一の範囲を指すものであって、類似の概念を含まない。

82.1.2.1.2 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当せず、意匠の要旨を特定することができないものを、工業上利用することができる意匠とする補正、すなわち、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正を認めることは、上記と同様に、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正も、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

以上